



子育て・教育・福祉部会資料

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

こども未来局
令和2年6月

資料をご覧ください。上での注意事項

掲載している数値等は、6月29日（令和2年度川崎市政策評価審査委員会第1部会の開催日）時点のものであり、今後、修正・変更になる可能性があります。

施策の概要

基本政策(1層)

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策(2層)

安心して子育てできる環境をつくる

施策(3層)

子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

直接目標

子どもが安心して育つしくみをつくる

主な事務事業

児童虐待防止対策事業	子ども・若者支援推進事業
児童相談所運営事業	
里親制度推進事業	
児童養護施設等運営事業	
ひとり親家庭の生活支援事業	
女性保護事業	

実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

成果指標①		里親の登録数			
算出方法	厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値				
指標の考え方	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、家庭で養育が困難な児童を家庭的な雰囲気の中で養育するため里親制度を実施しており、市民の社会的養護に対する意識の高さ、地域ぐるみで子育てを行う意識の高さについて、その登録数の推移を見ることで、取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	第1期策定時 116 世帯(H26)	第1期目標 118 世帯以上(H29)	第2期目標 145 世帯以上(R3)	第3期目標 155 世帯以上(R7)	
目標値の考え方	<p>家庭で養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」により取組を進めている。里親登録数について、H28から過去5年間の実績をもとに新規登録数を推計するとともに、H31年度当初時点の登録者の年齢構成等を踏まえ一定の辞退者数を見込み、R7(2025)の目標値を155世帯に設定する。</p> <p>※H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2期:122→145世帯 ・第3期:126→155世帯 <p>⇒スライド23 川崎市社会的養育推進計画の策定 参照</p>				

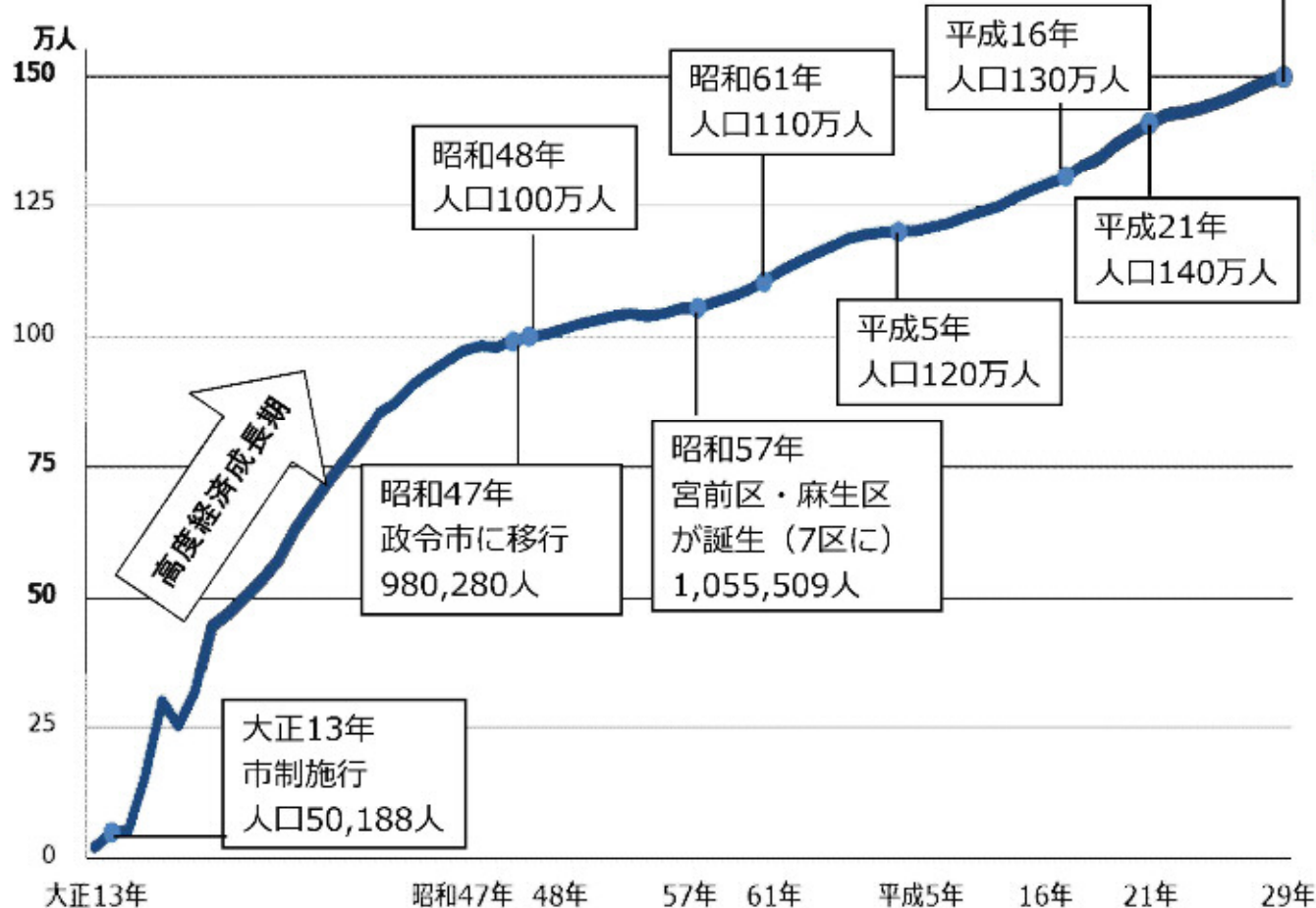
実施計画に位置付けた成果指標

成果指標②		地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合			
算出方法	要保護児童対策地域協議会（市代表者会議、区代表者部会、個別支援会議）関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる（とても進んでいる＋進んでいる）と思う人の割合				
指標の考え方	子どもが安心して育つしくみづくりに向けて、要保護児童対策地域協議会における地域の関係機関の連携の充実の取組を推進しており、関係者が地域において関係機関の連携が進んでいると思う人の割合の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	第1期策定時 30.8% (H27)	第1期目標 36%以上 (H29)	第2期目標 45%以上 (R3)	第3期目標 54%以上 (R7)	
目標値の考え方	地域における子どもを見守る体制づくりに向けて、地域の関係機関間の連携強化の取組を推進することにより、段階的な上昇をめざす目標値を設定する。				

川崎市の人口

概要 背景 取組 成果 まとめ

平成29年4月、人口150万人突破！



順位	都市名	人口
1	横浜市	3,748,781
2	大阪市	2,740,202
3	名古屋市	2,327,557
4	札幌市	1,970,057
5	福岡市	1,592,657
6	川崎市	1,530,457
7	神戸市	1,522,944
8	京都市	1,466,264
9	さいたま市	1,307,931
10	広島市	1,199,359
11	仙台市	1,090,263
12	千葉市	980,203
13	北九州市	940,141
14	堺市	827,971
15	新潟市	796,500
16	浜松市	791,770
17	熊本市	739,393
18	相模原市	722,828
19	岡山市	720,865
20	静岡市	691,185

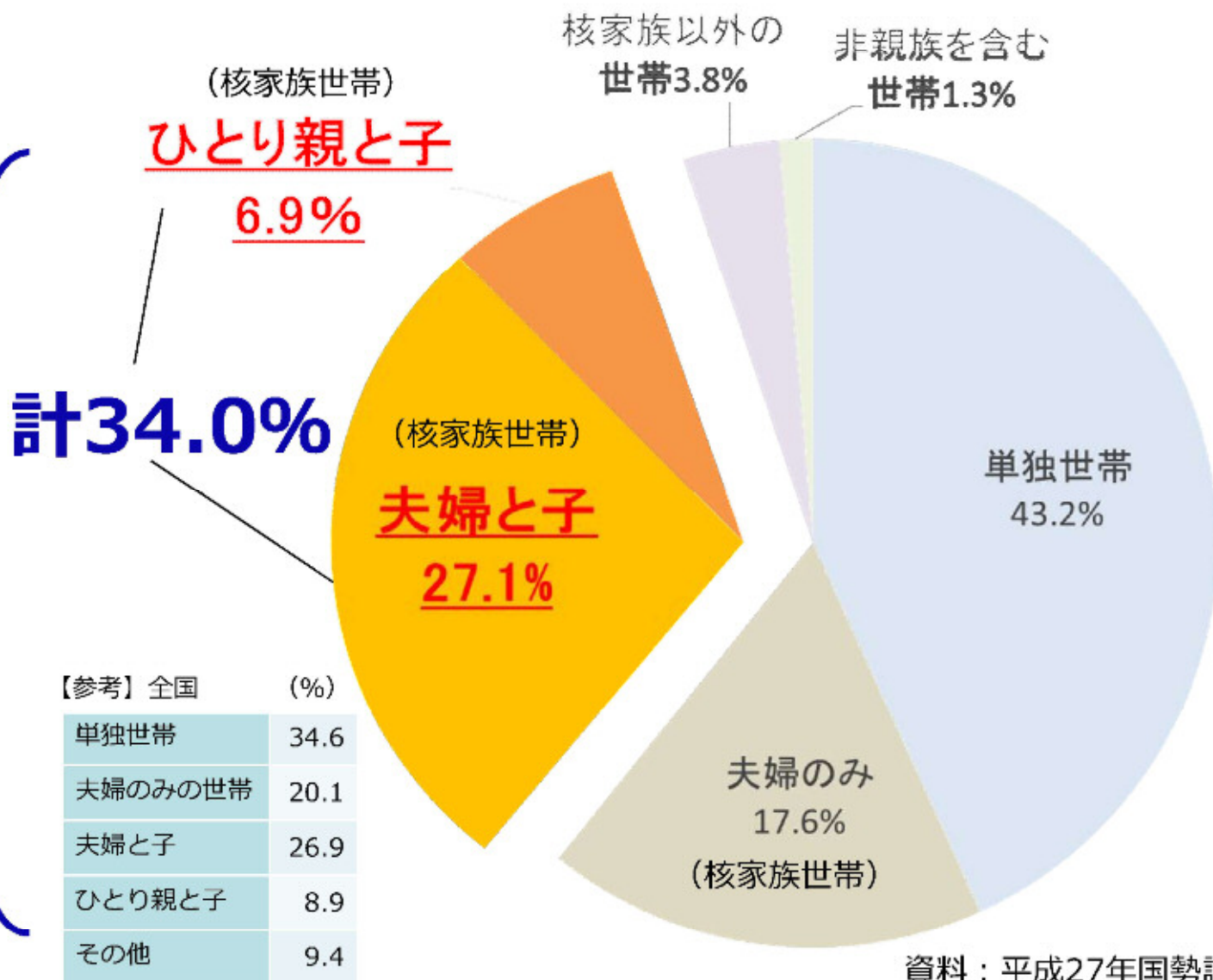
注：令和元年10月1日現在



川崎市の世帯構成

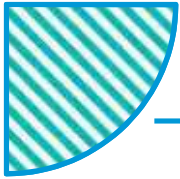
概要 背景 取組 成果 まとめ

子どもがいる「核家族世帯」は全世帯の1/3

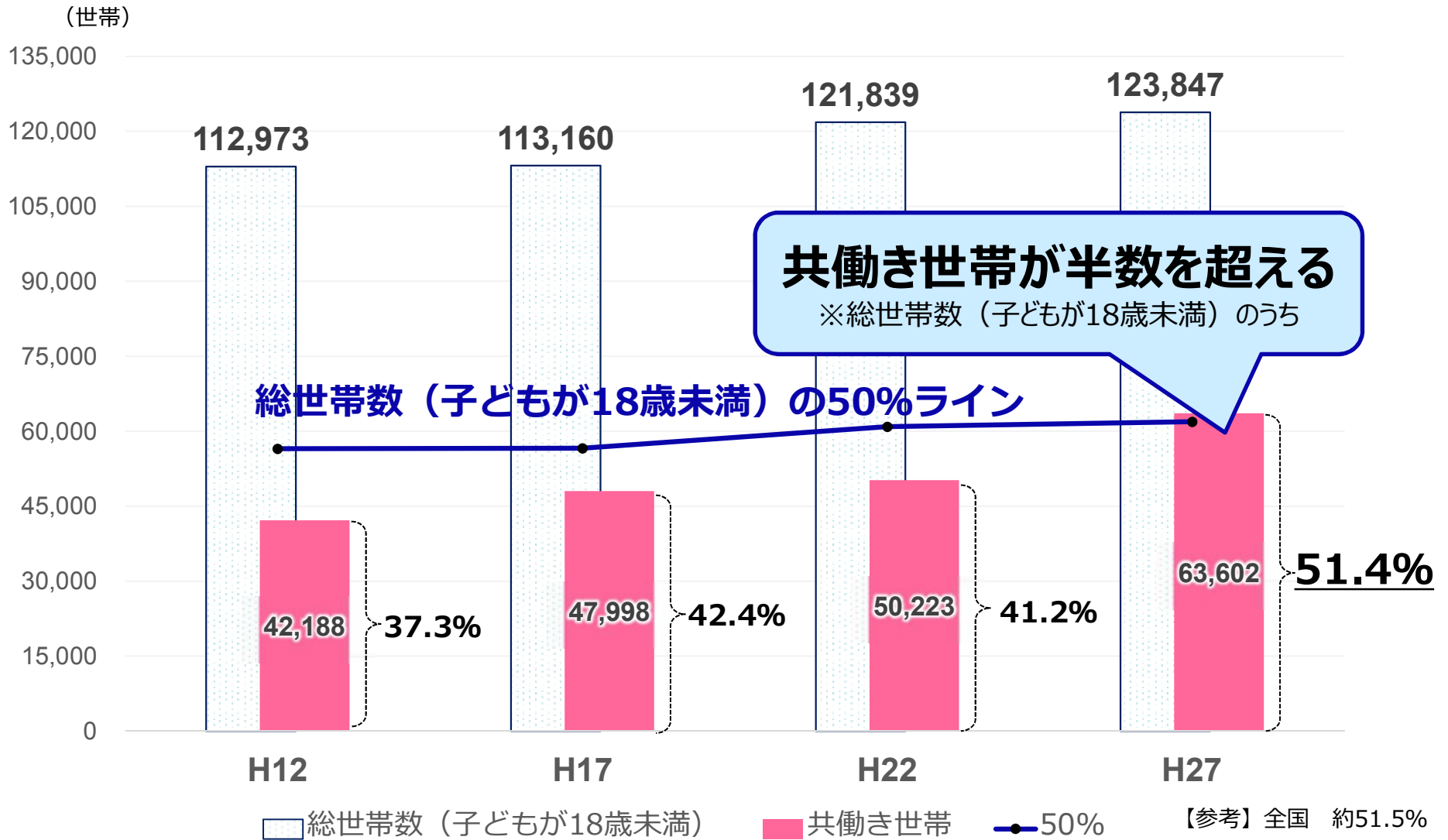


資料：平成27年国勢調査



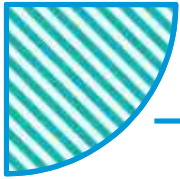


川崎市の共働き世帯の割合



資料：国勢調査結果から作成



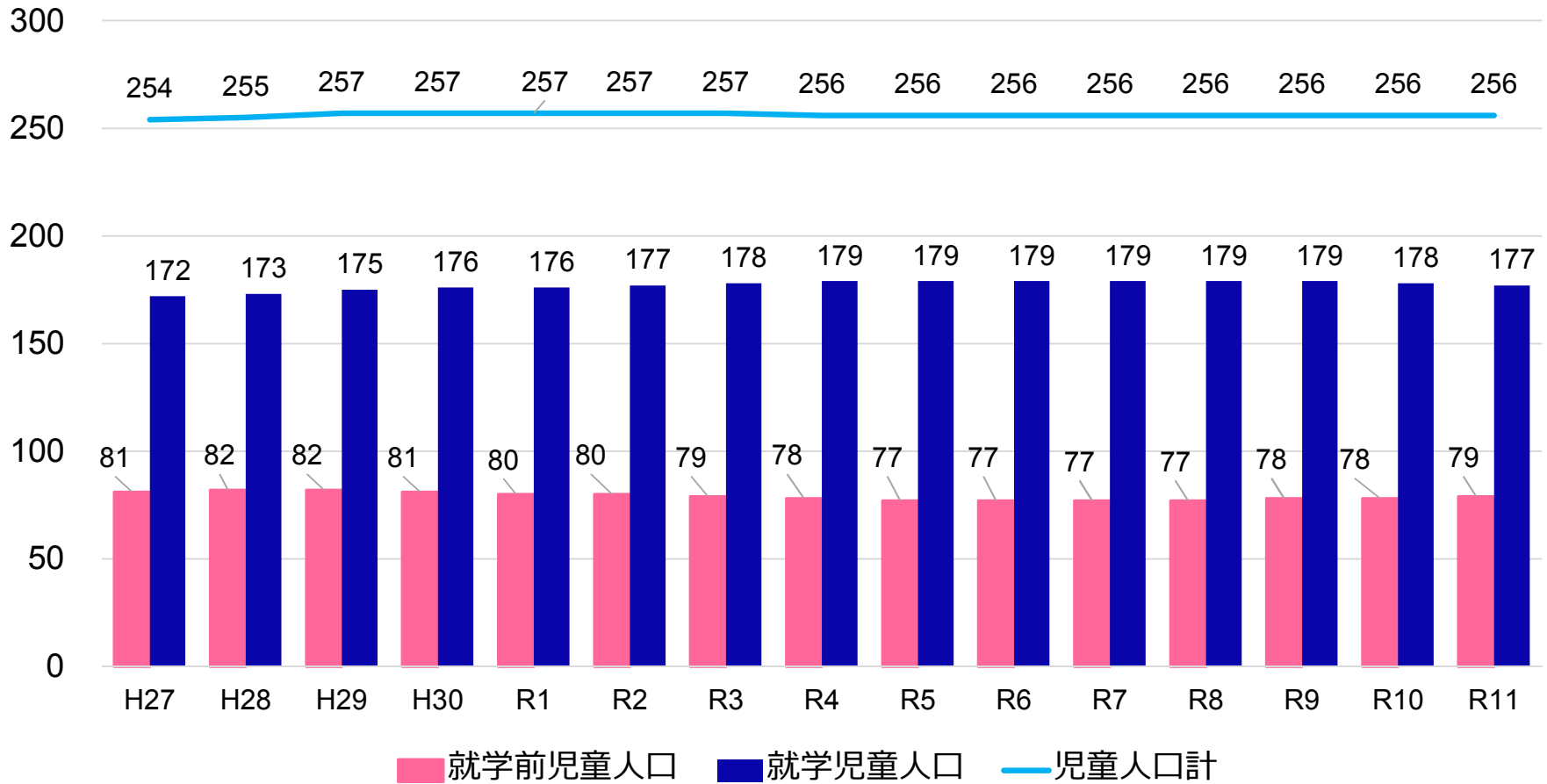


川崎市の20歳未満の人口推移 今後の予測

概要 背景 取組 成果 まとめ

20歳未満の人口は、令和11年度までおおむね横ばいで推移

(単位：千人)



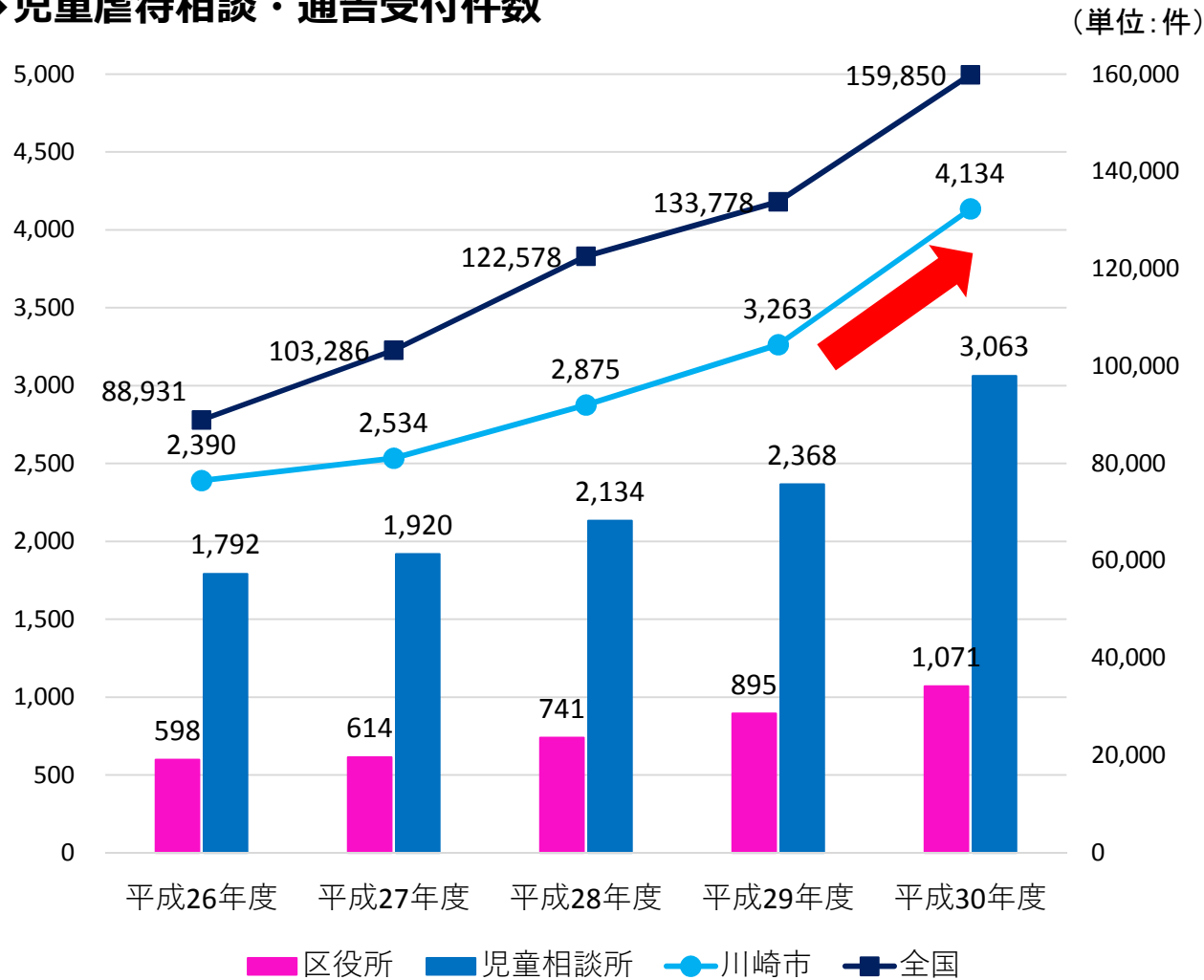
児童（20歳未満）人口の推移及び推計



川崎市の児童虐待相談・通告件数

児童虐待相談・通告件数は、近年、**大幅に増加**しています。

◆児童虐待相談・通告受付件数



件数は約1.7倍増
(H26→H30)

伸び率は約2倍増
(H28⇒H29)

13.5%増

(H29⇒H30)

26.7%増

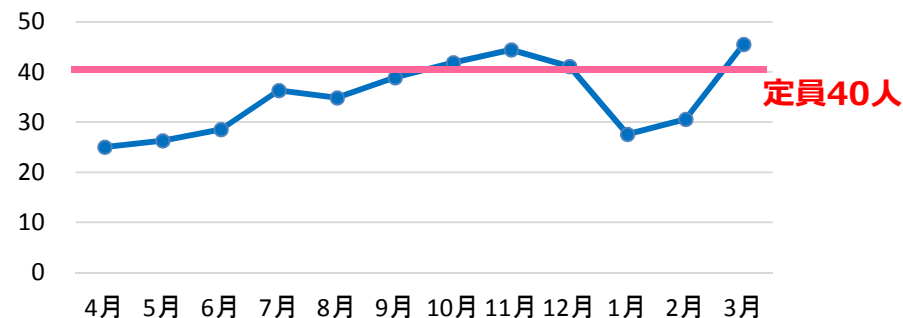
川崎市の一時保護件数

- 児童虐待相談・通告件数の増加に伴い、一時保護件数も増加傾向となっています。
- 一時保護所は、保護を必要とする児童の入所を拒むことはできず、常に受け入れ可能な体制を取る必要がありますが、平成29年度以降、定員数を上回る状態が恒常化しています。

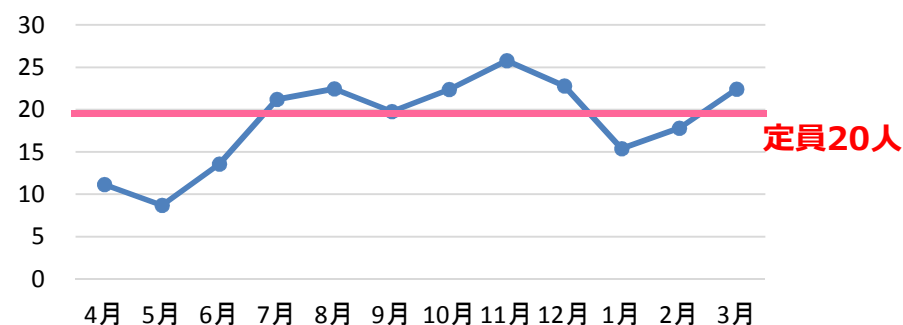
◆一時保護所への一時保護件数 (単位:件)

	こ家セン	中部児相	合計
定員	40人	20人	60人
平成26年度	286	136	422
平成27年度	257	114	371
平成28年度	227	123	350
平成29年度	291	117	408
平成30年度	314	142	456

◆こども家庭センターの1日平均保護人数推移 (H30年度)



◆中部児童相談所の1日平均保護人数推移 (H30年度)



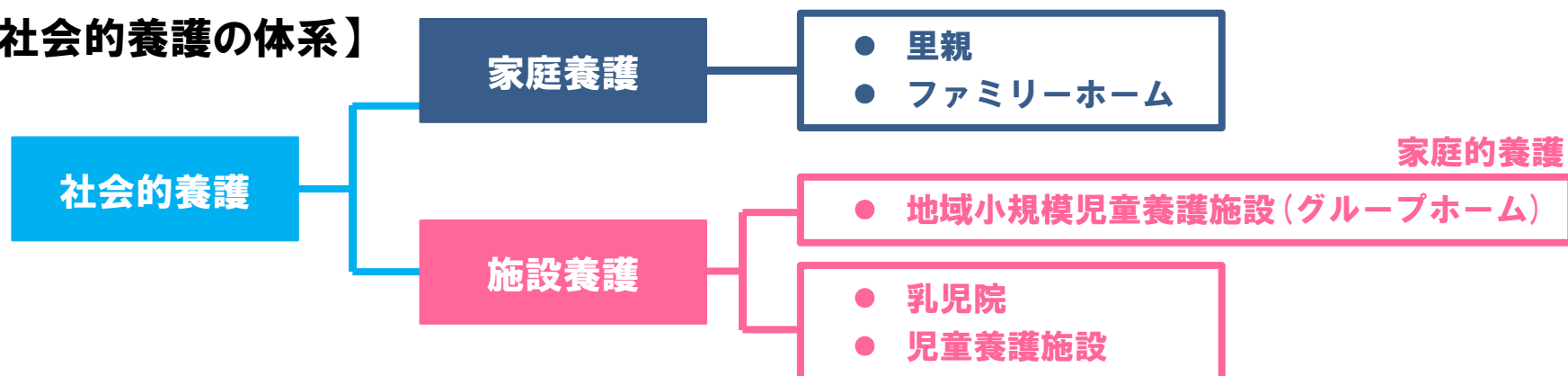
川崎市における社会的養護の推進

- 社会的養護とは、家庭での様々な事情(死別、離婚、虐待等)により、親と一緒に暮らせない子どもに対し、公的な責任のもと、家庭に代わる養育環境を提供し、社会全体で子どもを育てるしくみのことをいいます。
- 本市では、平成26年度末に「川崎市社会的養護の推進に向けた基本方針」を策定し、児童養護施設・乳児院等における家庭的養護の推進や、里親制度による家庭養護の推進に向けた取組を進めてきました。
- 令和元年度には、基本方針を改定し、今後の本市の社会的養育の推進に向けた取組内容を示す「川崎市社会的養育推進計画」を策定しました。⇒スライド23

【本市において社会的養護を必要とする子どもの数】

418人 ※18歳未満の川崎市内児童人口の約0.164% (令和元年4月時点)

【社会的養護の体系】



里親制度について

- 里親とは、家庭で生活できない子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育する人のことを言います。里親制度は児童福祉法に定める公的な制度で、社会的養護の一類型です。
- 里親になるためには、児童相談所との面談後、研修や実習、家庭訪問調査を受け、児童福祉審議会の審査を経て、市に登録される必要があります。
- 個人からの依頼によって子どもを預かるのではなく、児童相談所の決定(措置)に基づき、子どもの養育を委託されます。
- 委託期間中は、里親としての活動や子どもの養育に必要な費用が支払われます。

【里親の種類と主な要件等】

養育里親	<ul style="list-style-type: none">● 18歳まで(必要な場合は20歳まで)の子どもを、子どもが自立したり、実親の家庭等に戻ったりするまで、自分の家庭に受け入れて育てる。● 委託される子どもは4人まで。同時に養育できる子ども(実子含め)は6人まで。
専門里親	<ul style="list-style-type: none">● 養育里親のうち、虐待等により専門的ケアを必要とする子どもや、障害のある子どもを育てる。
養子縁組里親	<ul style="list-style-type: none">● 特別養子縁組(戸籍上も自分の子どもとして育てることを前提として養育する。● 養子縁組の成立とともに、委託は解除される。
親族里親	<ul style="list-style-type: none">● 両親が死亡するなど、養育する人がいなくなった子どもを3親等内の親族(祖父母、伯父母、叔父母など)が育てる。

川崎市の一時保護解除された児童の行先

概要 背景 取組 成果 まとめ

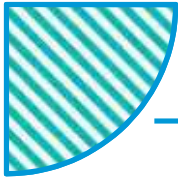
- 虐待等により一時保護された子どもは、一定期間(原則2か月以内)保護され、その間に、基本的には家族と再び暮らせるよう、児童福祉司等による本人や家族に対するさまざまな支援が行われます。
- しかしながら、家族と一緒に暮らしていくことが難しいと児童相談所が判断した場合、児童福祉法に基づき、里親等への措置委託や、児童養護施設等への措置入所が行われることとなります。

◆ 一時保護所から一時保護解除された児童の行先について (単位:人)

	H28	H29	H30
保護者宅への帰宅	268	255	289
親族宅等への帰宅	14	27	32
児童養護施設	25	41	41
児童養護施設以外の施設	26	51	39
里親宅	4	11	20
その他(※)	18	20	20

※その他の内訳

- ・ 家庭裁判所送致
- ・ 他の児童相談所への移送 等



川崎市のひとり親家庭の現状

◆川崎市のひとり親家庭数 ※母または父と20歳未満の児童がいる世帯

	H22国勢調査	H27国勢調査	増減
母子家庭	7,007世帯	7,323世帯	+316世帯
父子家庭	1,297世帯	1,305世帯	+8世帯
合計	8,304世帯	8,628世帯	+324世帯

ひとり親家庭は直近では増加

◆川崎市の児童扶養手当受給状況 (令和2年3月末日時点)

※所得制限あり。原則子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

受給世帯	母子	父子	養育者
6,077世帯	5,817世帯	230世帯	30世帯

8割以上※が児童扶養手当を受給

※児童扶養手当受給資格世帯7,056世帯のうち

◆ひとり親家庭の所得状況

(H28国民生活基礎調査)

	総所得	
児童のいる世帯	707.8万円	母子家庭の所得は低い
母子家庭	270.3万円	

◆ひとり親家庭の就労状況

(H30ひとり親家庭生活状況アンケート)

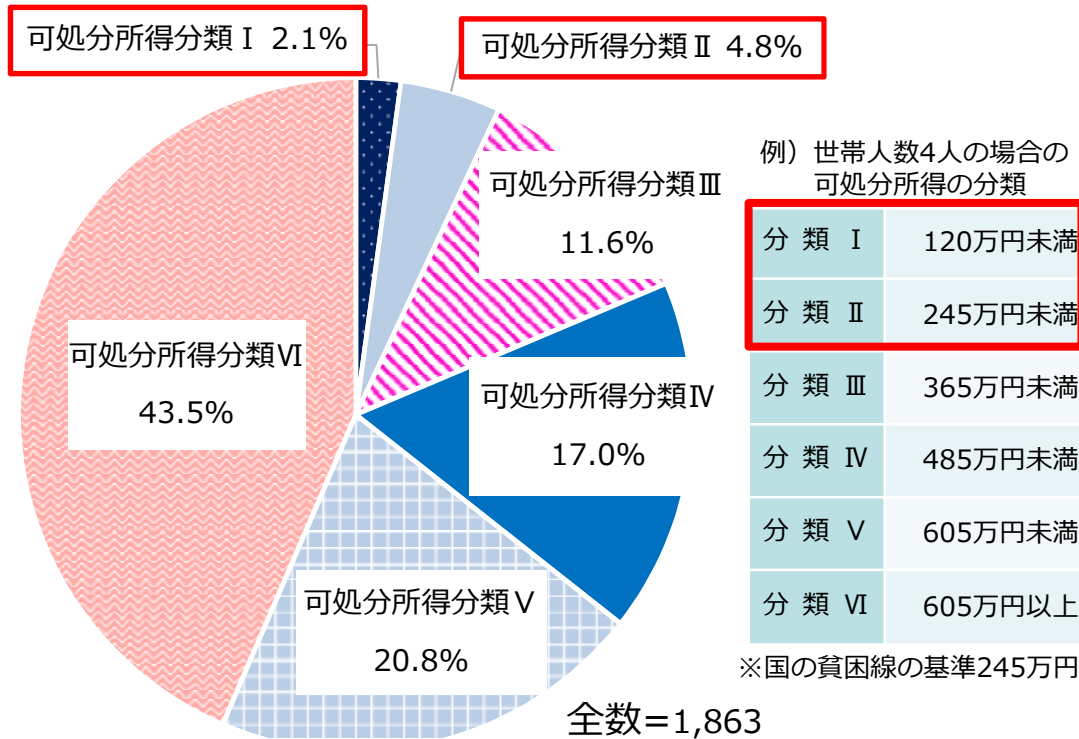
	ひとり親世帯の就労率	
全体	84%	就労率が高いが半数以上が非正規
うち非正規就労	58%	



世帯の可処分所得の水準（子ども・若者生活調査）

- 平成28年度に実施した「川崎市子ども・若者生活調査」では、世帯の可処分所得（いわゆる手取り収入）が国の「貧困線」を下回る水準に相当する、「分類Ⅰ」または「分類Ⅱ」に該当する世帯は**6.9%**でした。
- ひとり親世帯の中で、可処分所得が「分類Ⅰ」または「分類Ⅱ」に該当する割合は、**42.9%**でした。

【世帯の可処分所得の水準(子ども・若者生活調査より)】

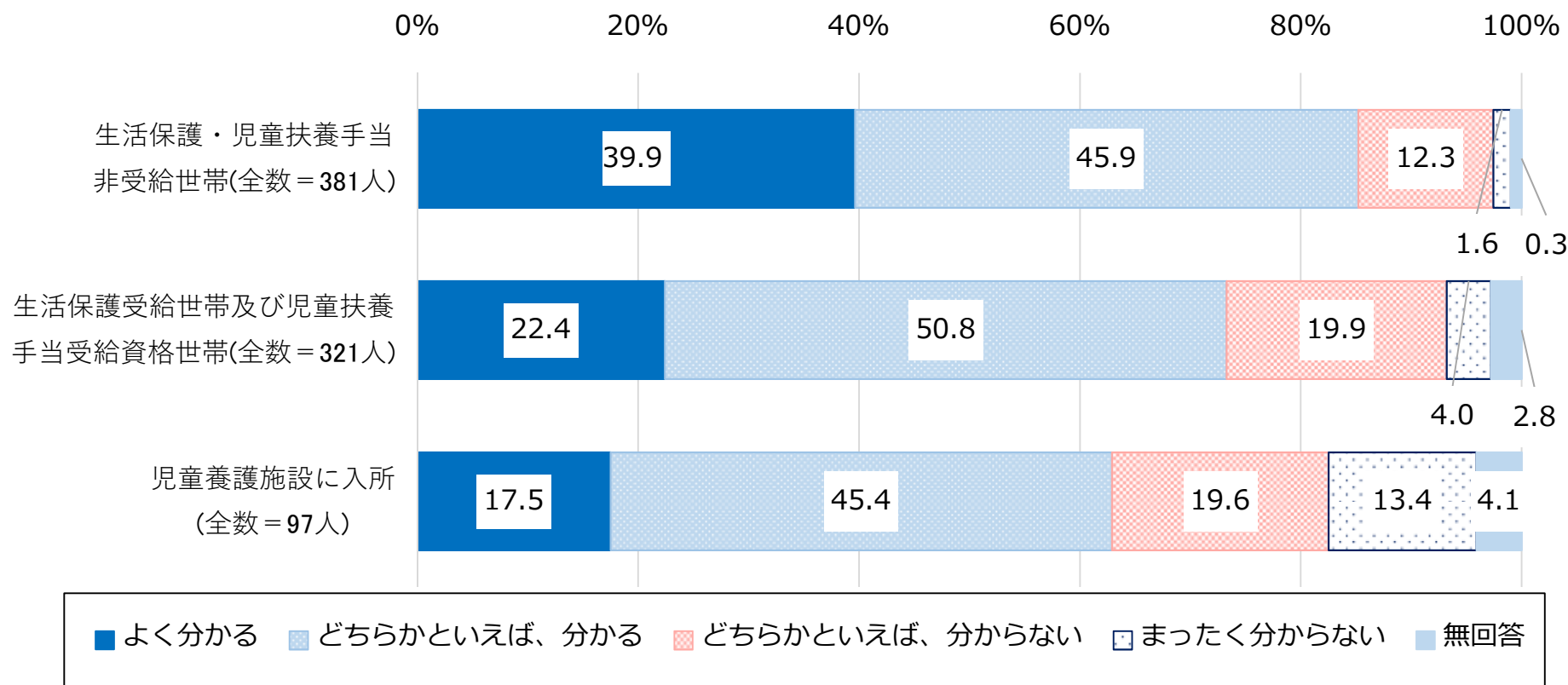


【国の貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合・ひとり親世帯の割合(子ども・若者生活調査より)】

	推計値
世帯に含まれる18歳未満の子どものうち、貧困線を下回る世帯で生活する子どもの割合	7.0%
ひとり親世帯のうち貧困線を下回る世帯の割合	42.9%

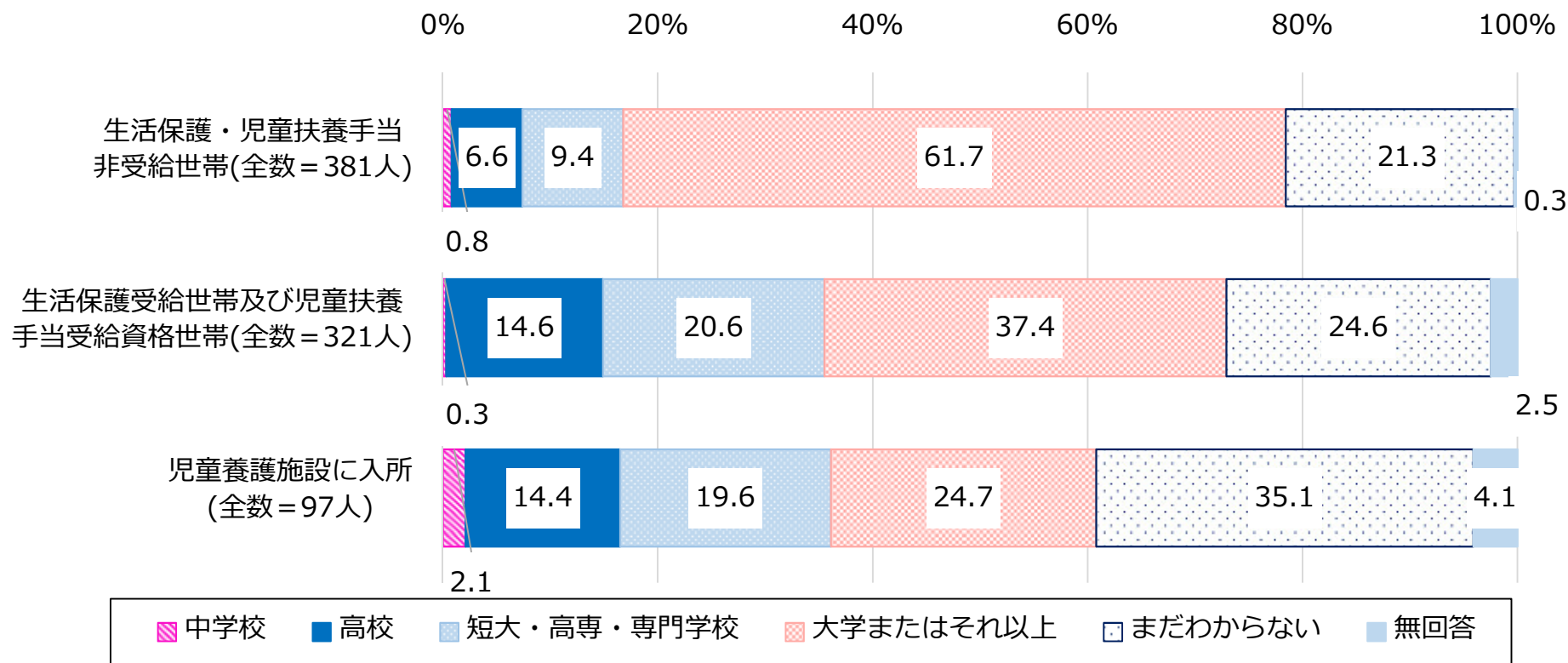
学校での学習の理解度（子ども・若者生活調査）

- 小学生・中学生・高校生に、学校での勉強がどれくらい分かるか聞いたところ、「よく分かる」「どちらかといえば、分かる」と回答した割合が、生活保護・児童扶養手当非受給世帯（85.8%）と比べて、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯（73.2%）は12.6%、児童養護施設に入所（62.9%）は22.9%低い結果となりました。



希望する学歴（子ども・若者生活調査）

- 小学生・中学生・高校生に、将来どの学校まで行きたいか聞いたところ、「大学またはそれ以上」と回答した割合が、生活保護・児童扶養手当非受給世帯(61.7%)と比べて、生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯(37.4%)は24.3%、児童養護施設に入所(24.7%)は37%**低い**結果となりました。



ひとり親家庭に関して子ども・若者調査の結果等から見えてくること

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 子ども・若者生活調査においては、ひとり親世帯を含む「生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯」の子どもの学習の理解度等に課題があることが明らかになっており、約4割が国の「貧困線」を下回る水準の所得状況であるひとり親世帯では、経済的な困窮により生活全般に余裕がなく、子育てに手が回らないことから、子どもの生活習慣や学習習慣が身につけづらく、といったことが推察されます。

学習につまづいてしまうおそれがあり、それにより、将来の夢や目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性が身につかないというようなことも考えられます。

いわゆる貧困の世代間連鎖につながってしまうことが懸念されます。

親に対しては、「就労による自立を基本とする支援」、
子どもに対しては、「将来の夢や目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性を身につけるための支援」が必要となってきます。

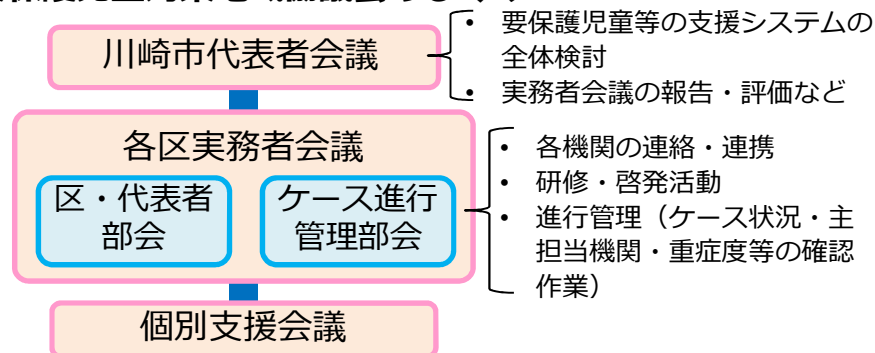
地域で子どもを見守る体制づくりに向けて①

- 要保護児童(保護者のない児童または保護者に看護させることが不相当である児童)等の早期把握や必要な支援について、関係機関が情報や考え方を共有し、円滑な連携を図るための「子どもを守る地域ネットワーク」として、「要保護児童対策地域協議会」を各区役所に設置し、子どもに関わる機関の代表者が集まり、要保護児童等の状況確認など、取組を進めてきました。
- 平成25年度から、区役所においても児童虐待の通告・受理を行うこととなり、児童相談所及び区役所間で、通告・受理も含めた児童家庭相談業務における効率的・効果的なケース管理の手法を検討することが必要となったため、段階的にその手法の構築を進めてきました。

【要保護児童対策地域協議会の取組】

- 川崎市代表者会議や区・代表者部会において、地域の関係機関等と児童虐待を取り巻く状況や取組、課題等を共有するとともに、ケース進行管理部会や個別支援会議では、個別ケースごとに支援の状況や方針、役割分担などを確認しながら、ネットワークにおける支援を強化しました。

◆要保護児童対策地域協議会のしくみ



【児童相談所及び区役所間での効率的・効果的なケース管理】

- 平成29年度に児童相談所と区役所共通の「リスクアセスメントツール(個別ケースにおけるリスク判断の平準化を図るためのツール)」を作成し、個々のケースにおけるリスクの判断を共通化するとともに、平成30年度には、児童相談所と区役所をネットワークでつなぐ「児童相談システム」を導入し、児童及び家庭に関する情報を一元的に管理するようにしました。

地域で子どもを見守る体制づくりに向けて②

児童虐待防止対策事業
児童相談所運営事業

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 児童虐待について、市内の中核的な医療機関と児童相談所も含めた関係機関の連携を図るため、平成28年に「川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)」を設置し、連携強化と児童虐待対応力の向上に向け、さまざまな取組を行ってきました。
- 児童相談所と神奈川県警察で、情報共有などの連携を図るための協定を平成29年に締結し、児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めてきました。

【川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)の取組】

- 全体会や幹事会において事例を通じた課題の共有や相互理解を進める取組を進めるとともに、子どもの支援に関わる関係者への講演会の開催を通じて、児童虐待の早期発見と支援の充実を図りました。



【神奈川県警察との連携】

- 児童相談所が把握している事案の基礎情報をデータベース化し、共通のネットワークから県警が必要に応じて閲覧できるようにしたことで、速やかな情報共有と適切な対応ができるようになりました（令和元年度から）。

【その他の関係機関との連携】

- 県警、法務少年支援センター、区役所、児童相談所等で構成する「学齢児支援に係る専門機関による連絡会」について、新たに保護司会が加わるなど、参加機関を増やすことができました。
- 民生委員児童委員協議会等と連携し、児童虐待対策の普及啓発活動や地域の見守り支援を実施しました。

- 児童虐待相談・通告件数が年々増加の一途をたどり、複雑・困難なケースが増加し、全国各地で子どもの生命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない中で、国においても、対策強化の一環として、児童相談所の専門性や権限の強化を図りました。
- 本市においても、児童相談所における職員研修の実施や、常勤弁護士の配置など専門性の強化を図るとともに、児童虐待相談・通告件数の増加に対応するため、毎年職員増を図っており、平成29年度から令和元年度の3か年で児童福祉司を18人増員するなど、体制を充実しました。
- 平成30年に国から発出された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)への対応に向けて、庁内検討会議を開催し、児童相談所と区役所との連携強化及び役割分担などのあり方についての検討や、定員超過が恒常化している一時保護所に対する対応策などを検討しました。

【「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)において求められていること】

1 児童相談所体制の強化

- (1) 児童福祉司の増員：児童福祉司2,020人程度、児童心理司を790人程度(令和4年度まで)。
- (2) スーパーバイザーの増員 (3) 児童心理司の増員(児童福祉司2人につき1人)
- (4) 保健師の増員 (5) 弁護士の配置 (6) 一時保護の体制強化

2 児童相談所の専門性強化

- (1) 研修やケース検討、検証の充実 (2) 児童相談所の専門性確保と専門職採用の重要性

3 市町村の体制強化

- (1) 子ども家庭総合支援拠点の設置(令和4年度まで)
- (2) 要保護児童対策地域協議会の強化(常勤調整担当の配置)

里親登録数の増加に向けた取組

里親制度推進事業

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 里親登録数の増加に向けた取組として、里親制度の普及・啓発活動の推進や里親説明会等の充実、ふるさと里親事業の推進等を図りました。

【里親制度の普及・啓発活動】

- 区役所等へのチラシの配布や市政だよりへの掲載等、里親制度の普及・啓発活動に取り組みました。



【説明会や研修会の実施】

- 養育里親説明会 (H30:12回、R1:12回) や、養子縁組里親登録説明会 (H30:3回、R1:3回)、里親養育技術の向上のための研修会 (H30:3回、R1:3回) を実施しました。



ふるさと里親とは？

- 夏休み等の主に長期休暇の間、子どもを預かる。
- 希望者は単身でも可(一定の要件有)。
- H30の登録数**72世帯**、R1の登録数**75世帯**

【ふるさと里親の実施】

- 市独自の制度として、夏休み等の長期休暇を利用して、児童養護施設等で生活する子どもを「ふるさと里親」に預ける取組を実施しました。

川崎市社会的養育推進計画の策定

児童虐待防止対策事業
里親制度推進事業

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 平成28年度に児童福祉法が改正され、平成29年度には、国の有識者会議から、家庭養育のさらなる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化等を推進することを内容とした「新しい社会養育ビジョン」が提言され、国からは、各自治体において社会的養育に関する新たな計画を策定することなどを内容とする通知が発出されました。
- この間、本市における要保護児童数は、近年の人口増や児童虐待相談・通告件数の増加等を背景に、基本方針策定時に見込んだ人数を上回る数値で推移している状況がありました。
- 国の動向や本市の要保護児童や家庭を取り巻く社会環境の変化等を踏まえ、今後の要保護児童数を改めて推計し、要保護児童を確実に受け入れることができる体制を確保するため、令和元年度に基本方針を改定し、「川崎市社会的養育推進計画」を策定しました。

【代替養育(里親等)の確保方策】

【単位：世帯 ※ファミリーホームは定員数】

年度	第1期				第2期				275第3期			
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
養育里親	107	113	119	125	133	141	149	157	166	175	184	193
専門里親(養育里親の内数)	(11)	(11)	(11)	(11)	(12)	(12)	(12)	(12)	(13)	(13)	(13)	(13)
養子縁組里親	42	46	50	54	58	62	66	70	74	78	82	86
親族里親	7	9	11	13	16	19	22	25	29	33	37	41
里親登録数 計	156	168	180	192	207	222	237	252	269	286	303	320
ファミリーホーム(定員数)	17	17	17	17	17	17	17	23	23	23	23	29
合計	173	185	197	209	224	239	254	275	292	309	326	349



ひとり親支援施策の再構築①

- ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、川崎市におけるひとり親家庭支援施策の基本的な考え方をまとめ、貧困の連鎖を断ち切るため、特に子どもに対しての支援を重点化し、施策全体を再構築し、ひとり親家庭の自立促進を図りました。

【通勤交通費助成、高校生等通学交通費助成制度の創設】

- 児童扶養手当受給世帯1家庭につき1枚の配布であった、市バス特別乗車証の制度を見直しました。
- 対象となる交通機関を民間バスや鉄道機関にも広げ、新たな交通費助成制度を開始しました(R1から)。

	見直し前	見直し後	
	市バス特別乗車証	通勤費助成	通学費助成
対象者 (児童扶養手当受給世帯)	親子 (家庭で1枚に限る)	親	高校生等
対象交通機関	市バスのみ	公共交通機関	公共交通機関
限度額	乗車証配布	8,000円/月	当面なし

【一時保育、病児・病後児保育の利用料金を減免】

- 児童扶養手当受給世帯に対し、これまで有料であった一時保育利用料(例;1~3歳未満2,500円)を、市民税非課税世帯等と同様に、**無料**としました(R1から)。
- 病児・病後児保育事業については、これまでの利用料(2,900円)を、市民税非課税世帯等と同様に、**1,000円**としました(R1から)。

【ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和】

- 市の独自事業である、ひとり親家庭の親と子に対する医療費助成について、これまで児童扶養手当の所得限度額と同額であった所得制限の上限を引き上げました(R2.1から)。
 - ・ 扶養人数1人の場合の収入額の目安 365万円 ⇒ **420万円**
 - ・ 扶養人数2人の場合の収入額の目安 412万5千円 ⇒ **467万5千円**

【小・中学生を対象とした学習支援の実施】

- 生活保護受給世帯の中学生を対象に実施していた「学習支援・居場所づくり事業」と連携しながら、対象年齢を小学校5年生まで拡充し、ひとり親家庭も含めた共同事業として実施しました(R1から)。

【中高生に対するキャリア支援の実施】

- ひとり親家庭の中高生に対し、将来に夢や希望を抱き、実現に向けた進路選択をできるよう、学習支援・居場所づくり事業と連動し、就労セミナー等のキャリア支援の取組を開始しました(R1から)。

成果指標①の達成状況(目標達成)

①里親の登録数

- 「里親の登録数」については、平成30年度は156世帯、令和元年度は168世帯となり、目標を達成しました。
- 里親制度の普及・啓発活動の推進や、里親説明会の充実を図ったことが里親登録数の増加につながったと捉えています。
- また、市独自の制度として、児童養護施設等で生活する子どものうち、親との交流や外泊が少ない子どもを、夏休み等の長期休暇の間だけ預ける「ふるさと里親」を実施しており、登録数も増加しています。
- 「ふるさと里親」は、児童福祉法に定める里親制度より取り組みやすく、ふるさと里親をきっかけにして里親制度に登録する人がいることから、ふるさと里親の増加も里親登録数増加の要因の一つと考えています。

【里親の登録数】

	第1期 策定時 (H26)	第2期 策定時 (H28)	H30	R1
目標			139世帯	141世帯
実績	116世帯	133世帯	156世帯	168世帯

(ふるさと里親の登録数)

	H28	H29	H30	R1
実績	57世帯	62世帯	72世帯	75世帯

成果指標②の達成状況(目標未達成)

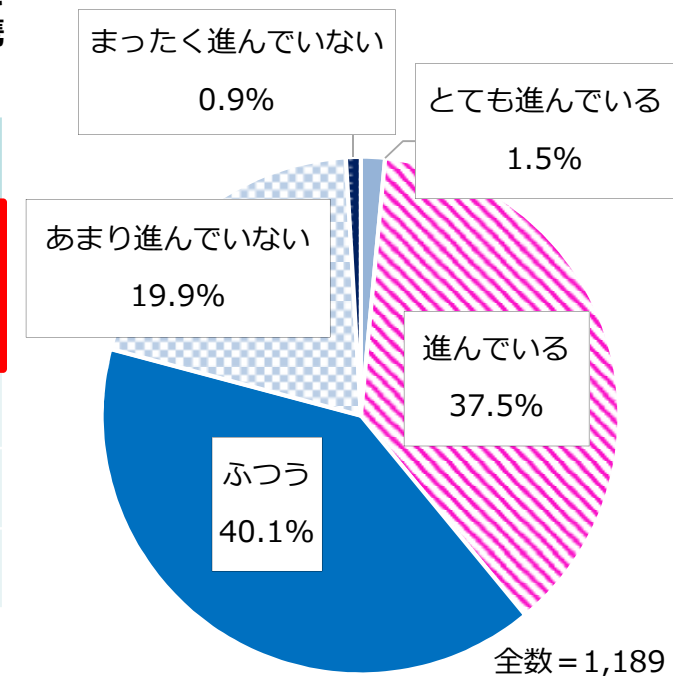
②地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合

- 「地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合」については、「とても進んでいる」、「進んでいる」と回答した人は39%となり、前回調査時(H29年度)より上昇したものの、目標値を2%下回りました。

	第1期 策定時 (H27)	第2期 策定時 (H29)	H30	R1
目標			—	41%
実績	30.8%	37.4%	—	39%

- ◆ 要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査(※)において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合

	回答数(件)	R1調査(%)	H29調査(%)
とても進んでいる	18	1.5	1.4
進んでいる	446	37.5	36.0
ふつう	477	40.1	43.8
あまり進んでいない	237	19.9	17.6
まったく進んでいない	11	0.9	1.1



※ 調査対象者：小・中学校の校長・児童支援コーディネーター、保育所・幼稚園の園長、各区実務者会議構成員、市代表者部会構成員等

成果指標②の成果分析

②地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合

- 同じ調査において、ほとんどの人が関係機関の連携が必要だと捉えていることから、連携のあり方について、理想と現実の開きがあることが推察されます。
- 自由意見が多かった内容として、「要対協の枠組内部でありながら、プライバシーの保護を理由に情報共有が図られないことがある」、「関係者の間で、要対協のしくみが理解されていない、周知されていない」といった意見が挙げられます。
- 個別の機関の間では連携の取組が進められていますが、要対協全体での情報共有が十分ではないこと、要対協の周知不足が考えられます。

◆地域の関係機関の連携が必要だと思う人の割合

	回答数(件)	R1調査(%)	H29調査(%)
とても必要だと思う	952	78.7	75.4
必要だと思う	240	19.9	23.2
ふつう	12	1.0	0.9
あまり必要だと思わない	1	0.1	0.3
まったく必要だと思わない	2	0.2	0
わからない	2	0.2	0.1

98.6%

成果指標②の成果分析

②地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合

- また、同じ調査において、地域の関係機関がさらに連携強化を図るべきと考える機関として、区役所が前回より20%近くも上昇しており、地域の支援ネットワークの中心として、区役所の重要性が増していると考えられます。
- 「進んでいない」と回答された方の自由意見が多かった内容として、「各機関の役割分担が明確でないため、リーダーシップを取る機関はどこかを明確に決める必要がある」といった意見が挙げられました。
- 期待されている区役所はもちろんのこと、8割以上の方が連携強化を図るべきとしている児童相談所においても、虐待対応の専門機関として、関係機関とより連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

◆地域の関係機関がさらに連携強化を図るべきと考える機関

	回答数 (件)	R1調査 (%)	H29調査 (%)
児童相談所	975	80.6	82.8
区役所（地域みまもり支援センター）	582	48.1	28.6
警察	432	35.7	31
民生委員児童委員	319	26.4	35.8
医療機関	260	21.5	23.6
小学校	254	21.0	27.2
保育所	208	17.2	24.6
地域療育センター	134	11.1	16.6
幼稚園	98	8.1	9.1
中学校	63	5.2	8.8
こども文化センター	29	2.4	2.5
特別支援学校	13	1.1	1.8
高校	5	0.4	0.8
その他	10	0.8	3

その他成果(数値で把握できる補足指標・定性的な成果)

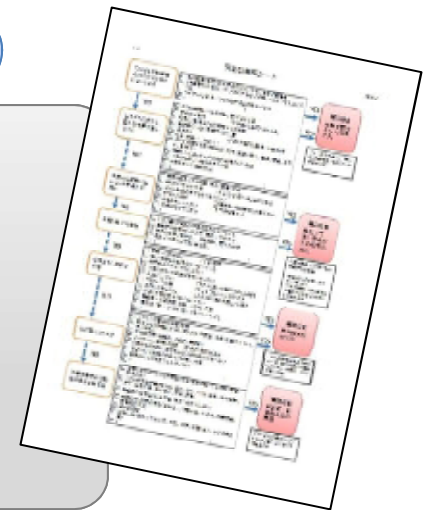
各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数

- 個別支援会議の実施回数が、平成30年度は624件、令和元年度は664件と、目標を大きく上回っており、各事案へのよりの確な支援の充実に向けて、地域ネットワークの活用が進んでいます。

	H30	R1		川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
目標	444	444	H30	113	136	72	56	43	101	103
実績	624	664	R1	170	104	57	44	58	158	73

児童相談所と区役所における情報の共有及び一元化

- 平成29年度の「リスクアセスメントツール」の作成による、個々のケースにおけるリスクの判断の標準化や、平成30年度の「児童相談システム」導入による児童及び家庭に関する情報の一元的管理により、児童相談所と区役所間の効率的・効果的なケース管理が可能となり、情報共有の推進につながっています。



施策の進捗状況

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

施策の進捗状況

B 一定の進捗がある

(目標未達成のものがあるが一定の進捗があった)

理由

- 児童福祉法及び国の児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく取組を進め、児童相談所と区役所共通のリスクアセスメントツールや児童相談システムを導入することで、児童及び家庭への支援に関する情報を一元的に管理し、児童虐待防止に向けて包括的な支援を実施しました。
- ひとり親家庭に対する支援施策を再構築し、通学交通費や通勤交通費の助成、医療費助成の所得制限緩和、小・中学生を対象とした学習支援など、新たな取組の実施や既存の取組を充実しました。
- 成果指標である「里親登録数」は、令和元年度で目標を27人上回り168人の登録数となりました。「地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合」についても、目標達成には至らなかったものの、前回調査時より上昇しており、一定の成果がありました。

【施策の進捗状況区分】

A 順調に推移している(目標を達成した)、B 一定の進捗がある(目標未達成のものがあるが一定の進捗があった)

C 進捗は遅れている(1期策定時を下回るものが多くあった)、D 進捗は大幅に遅れている(1期策定時を大幅に下回った)

施策の今後の方向性

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

今後の方向性

Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

理由

- 各事業はほぼ目標どおりに進捗しており、成果指標の目標達成や向上につながっていることから、現在の事業を引き続き推進していきます。
- 「児童相談所運営事業」については、中部児童相談所一時保護所の改築や事務所の狭隘解消に向けた北部児童相談所の増築を進め、保護児童の生活環境のより一層の改善等を目指します。
- 「里親制度推進事業」については、令和2年度から養子縁組里親を対象としたフォスタリング事業(養子縁組里親に対する普及啓発から登録に向けた面談・研修、委託や縁組後の支援までを継続的に行う。)を実施するなど、里親制度の一層の推進を図ります。
- 地域で子どもを見守る体制づくりを進めていくため、区役所が要保護児童対策における地域のネットワークの中心となり、子育て支援に関わる関係機関・団体等とのさらなる連携強化に取り組みます。

【今後の方向性区分】

I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

Ⅲ あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、Ⅳ 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)

新型コロナウイルス感染症を踏まえ、今後に向けて

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

- 緊急事態宣言解除後においても、企業活動の状況により、経済的基盤の不安定な子育て家庭では生活困窮に陥るおそれがあることから、今後もさまざまな支援の充実を図っていく必要があります。
- 学校休業や在宅勤務、外出自粛等によるストレスが高まり、児童虐待やDVIにつながる懸念される一方で、本市の児童虐待相談通告件数は、新型コロナに伴う外出自粛・学校休業の影響で減少傾向にあることから、支援の必要な家庭を把握することがより必要となっています。
- 一時保護所や児童養護施設などの入所施設においては、この間も感染症対策を講じながら、児童の受け入れを継続してきたところですが、緊急一時保護受入時の対応など、今後、より一層の対策を講じていく必要があります。

【これまでの取組】

- 経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等の生活を支援する取組の1つとして、児童扶養手当受給世帯に対し、臨時特別給付金を支給しました(R2年5月末支給、1世帯2万円)。
- 児童虐待等の未然防止に向け、市HPやツイッター等さまざまな媒体を通じた相談窓口の周知のほか、ひとり親家庭等を対象とした学習支援・居場所づくり事業においては、電話による子どもの状況把握のほか、利用可能な施設については、感染症対策を講じた上で、要支援家庭の児童に対する居場所支援を継続して実施しました。
- 新型コロナウイルス感染症で保護者が入院するなどにより養育者が不在となった児童への対応として、聖マリアンナ医科大学病院と連携した一時保護受入体制を確保しました。
- 学校の休業期間中、要保護児童対策地域協議会の登録児童について学校での見守り活動を行い、その結果を区役所と児童相談所が共有・連携しながら必要な支援を実施しました。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市